

午後 3時15分開会

○委員長 皆様おそろいようですので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 早速、協議に入ります。会派からの意見書・決議案についてを議題といたします。

ここで、公明党さんより発言を求められております。

○林 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書案につきまして、意見書を提出しようというふうに思っておったところなのですが、過日この法律が参議院の審議の中で可決成立いたしましたので、今ここで柏市としてこの意見書を求めるべきではないということから、この意見書案を取り下げたいと思います。

○委員長 続きまして、事務局より説明願います。

○事務局長 お手元に配付の資料1ページをごらんください。

ただいま公明党さんより1の意見書の取り下げがございましたので、今回、各会派から提出されました意見書・決議案は、7件でございます。

これら7件のうち、8の「環太平洋連携協定（TPP）交渉参加から離脱するよう求める意見書」については、関係する請願が提出されておりますので、建設経済委員会での審査をまつこととなります。

2から7については、関係する請願が提出されておられませんので、それぞれ各会派の御意見をいただき、御協議をいただきたいと存じます。

以上です。

○委員長 それでは、説明を受けました2から7について各会派の御意見を申し上げます。では、柏清風さん。

○日暮 会派の中におきましては慎重に検討しましたが、意見の一致を見る事ができませんでした。

○委員長 それでは、続いて公明党さん。

○林 同じく意見の一致を見ませんでした。

○委員長 共産党さんは提案者ですからね。新世柏さん。

○中村 意見が調いません。

○委員長 調わない。全部。

○中村 全部です。

○委員長 護憲市民会議さん。

○末永 全部OK。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○永野 5番のみマル。

○委員長 市民サイドさん。

○宮田 全て賛成します。

○委員長 未来会議柏さん。

○海老原 2については個人的には……（私語する者あり）それぞれが個人的には趣旨は賛同したいところなんですけども、この文章ではちょっと全面的な賛成はできないというところです。それ以外は調いませんでした。

○委員長 政和会さん。

○坂巻 意見が合わなかった。

○委員長 それでは意見が一致しませんでしたので、意見書は提出しないことといたします。

○委員長 次に、委員会提出議案についてを議題といたします。まず、議長より説明願います。

○議長 資料 10 ページをごらんください。

村田教育民生委員長より、柏市児童虐待及びいじめ防止条例を今定例会に提出したいとの申し出が議長にありました。提出者であります教育民生委員長が傍聴に来られておりますので、村田教育民生委員長から条例の目的等の説明を求めたいと思います。また、事務の流れについては事務局より説明いたさせます。

○委員長 それでは、村田教育民生委員長から条例の目的等の説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは説明を求めることといたします。では、村田教育民生委員長より説明願います。

○村田 本日はお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。教育民生委員会では平成 23 年 5 月の虐待による児童の死亡事案。また、大津市等のいじめを背景とした児童の死亡事案等を踏まえまして昨年の 11 月から児童虐待といじめの防止に関する調査活動を継続してまいりました。そして昨日の教育民生委員会におきまして、6 月議会に委員会提出議案として条例案を提出させていただくことに決定をいたしました。内容といたしましては、国の児童虐待防止法そして成立の予定されるいじめ防止対策推進法の規定を補いながら、柏市の取り組みの強化を図るものとなっております。議案の全文に関しましては、お手元に配付のとおりとなります。最後になりますが、この間、委員会の研究・調査活動に御協力いただきました各会派の議員の皆様に、深く御礼を申し上げます。以上です。ありがとうございました。

○委員長 要旨骨子は説明されました。次に、事務局より説明願います。

○議事課長 資料 10 ページをごらんください。委員会からの議案提出権は、平成 18 年の地方自治法の改正により認められ、会議規則が改正されております。これまでに本市では、平成 23 年 6 月に総務委員会から「空き家等適正管理条例」を提出したほか、議会関係の条例改正等は議会運営委員会提出議案としております。なお、委員会から提出された議案は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会には付託されません。このため、正式に提出された際は、最終日の日程に載せ、提出者の趣旨説明

の後、質疑を自由討議の形で行い、委員会付託・討論を省略し、採決する運びとなります。

以上です。

○委員長 何か御質問ありますか。

○末永 委員会で議論しているからけちをつけるつもりはないけど、委員会に所属しない会派もあるわけだから、もう少し議論したほうがいいんじゃないの。いじめと虐待問題はもうちょっと議論しなければいけない。体育の何でしたか、いじめか虐待かという議論もあるしね、クラブ活動なんかでも。もうちょっと議論しないといけないんじゃないかと。これ読んだけど、私ももらってね。細かいところ法律によるといろいろ書いてあるんだけど、もう少ししっかり議論して、もうちょっとこの市民が納得できるものにしたほうがいいんじゃないかなと私は思ったんですね、読んで。例えばね、定義のところずっとあるんですけど、これだけ読んだんじゃすぐに理解できないよね。法律第何号によりどうのこうのと書いてあるわけだから。市立高校の問題も書いてあるんだけど、中学校及び柏市立高校の設置条例あるんだけど、これで縛っていくといかがなものかなというところがあったりして。本当にこれ条例としてつくったとき、効果的な効力がどこで何をもってしているかとか、もう少し議論したほうがいいんじゃないかと私は思ったんですよ。だから、全員協議会みたいなどころでも議論できるようなものをしっかりつくって練ったほうがいいんじゃないかと、条例の問題は。と思うんですね。ただ空き家条例とかなんとかってというのは、対外的な市民から直接の問題がありましたよね。空き家がうんとあって火災があったりしたらどうすんだとか、そこに子供やだれか入っているとかがあったんだけど、いじめと虐待の問題についてはもう少ししっかり議論したほうがいいんじゃないのかなと私は思います。

○委員長 議論が足りない。

○末永 足りない。これもうちょっと付け加えなきゃいけない部分もあるんじゃないかなって私思うんですね。だからもうちょっと議論……教育民生委員会ではどういう議論してきたのかなってというのがちょっとあったりしたんでね。そこら辺はどんな議論をしてきたのか。

○委員長 これ委員会議決となっていますけども、その辺補足できる。

○村田 昨年11月からいじめと児童虐待に関する調査研究を行って、市役所の職員はもちろんですが、現職の教員の方、児童相談所の所長、これは委員長、副委員長でお訪ねする形になりましたが、あるいは警察ですとか民生委員、児童委員、健康づくり推進員さんですとか、児童、生徒さんとか、実際のお母さんお父さんとか。あるいは幼少時に虐待を実際に受けた方、またこういった活動に児童虐待やいじめ防止に取り組んでいる関係者の方、できる限り多くの方々の御意見、御知恵を伺いながら、また他市の事例そして国の法律等を見ながらですね委員会としては何度も推敲を重ねて、また柏市役所の行政課の方々の力も借りながら、法令審査も加えていただいて、成案として委員会としては決定したものが今回の条例案になります。委員会では全会

一致という形になりましたので、少なくとも委員会の中では最終的に議論した結果、こういう形で上程する基準を満たしているだろうと、委員会の判断として上程するに十分な内容を満たしているという判断のもとで上程させていただいているというふうに私としては考えておりますが、ただ委員会に所属していらっしゃる議員の皆様は、この条例案に関して幾つか御意見がもしかしたらあるかもしれないということにつきましては、確かに委員会で御意見を聞く機会はなかったのですが、その辺につきましては理解しています。以上です。

○末永 この実態、実情をねよくわかっていない人たちが、これあれしてつくってるんじゃないかと思うんですよ。というのが定義のところ 11 ね、12 ページ。いじめ防止関係機関等、警察が 1 番初めに出てきている、警察が。いじめ防止関係機関等は警察じゃないんですよ。1 番先に来るのは関係市と同時にね児童福祉事務所が先なんですよ。ここには保健師だとか精神医師だとかそういう人が 1 番先なんですよ。これまったく同じような状況が私の地域で、アパートで大声を出している母親が子供に対して虐待をしているんじゃないかと。近所の人で通報したと。通報したところが警察に通報した。警察はうちは行くけどもまず児童相談所です。県の児童相談所に言ったら、いや柏市の福祉事務所ですとこうなる。言っても行かないから私が例えば福祉部長に電話してね、何をしているんだと。豊四季の殺人事件と同じ事件をまたやるのかと。ともかく行けと。行ったら隣の人のほうが間違っていたわけ、通報した人が。そこで人権問題あるんじゃないかといろんなことが議論になったりしてね、これ警察が先になると警察行っちゃったりすると、いじめが実際にあったかどうか分からないでしょ。だから警察じゃないところと私は思うんですよ。だからもう少し議論をしっかりして、警察が条例に即出てくるんじゃないかと、やっぱり市民なりあるいはこの中でやっていかないといけないんじゃないかなと私は思うんですよ。だからそういうことについて議論されてきたのか。なんで警察が先に出るのか。こういう条例つくるっていったら警察国家でぱっと入ってしまうわけでしょ。だからやっぱり条例の中には警察機関そういう関係が入るんじゃないかと、虐待は地域で社会全体で守っていくということにして、犯罪が起きたら警察だよね次は。犯罪になれば。だからこれもうちょっと議論しないといけないんじゃないかなと思います。

○古川 これ出すことは委員会で決まっているんですよ。別に議運で何かオーソライズするかそういう話じゃないですよ。とりあえずここに出しますよという議会運営上の話をしているわけですよ（「そういうことです」と呼ぶ者あり）。

○坂巻 委員会で決定されても、一応提出する場合には議運の了解は必要なんですよ

○事務局長 会議規則で提出することができることになっておりまして、委員会として採決して、議案として固まりまして、議長に提出されておりますので、議長としては議会運営委員会に報告はしますけども、最終日に議長は議事日程に自動的に載せるという義務があります。ですからこの案が議題になります。

○委員長 提案権はもうこれで決まって……

○坂巻 出すということはこれはね、今末永さんがいったのはもう少し議論を深めたほうがいいってことでしょ。結局そういうことはなしで、委員会で決定されて、議長はそれを受けて本会議に上程しなければならないということでしょ。もし末永さんが言うようにもっと議論深まるのが許されるならね、私はもう少し議論したほうがいいと思うよ。はっきりいってうちは2人だからこの委員会に入っていないし、委員会が主催の講演会に2回ばかり出ましたけども、これについて熟知していないもんでね、もう少し末永さんが言うような形がいいのかなと思うんだけど、それじゃなくとも委員会で議決されているとなればやむを得ないですね。そういう決定されているからここで拒否することできないとなれば、それはそれだけだよな。

○委員長 2つ考え方がある。1つはこれはちゃんと規定によってこの議運にかかりましたから、議長も承諾してますからこれ提案すると。それでただ今議論が足りないというところで、多少なりとも本会議で自由討議いろいろあるということの中で、多少修正がきくのかどうか。その辺の議論……（「そのへんどうなんですか」と呼ぶ者あり）。

○事務局長 会議規則的に申し上げますと、もう提案されたものですので、議長が日程いくつになるかはあれですが、本会議に上程されまして委員長が提案されます。それで質疑につきましては自由討議ですので、自由討議においては、それぞれの質問並びに意見も述べることができます。また反問も当然入ってきます。それには回数制限並びに時間制限はございませんというルールでやっております。ほかの議員さんにつきましてはこれに対して修正案は認められております。また採決に際しまして極端に言えば、まだ論議が不十分だということでしたら、継続審議の動議も出る可能性も、過去に議案で継続したこともございますので、そういうこともございます。ですから会議規則に基づいてこれを審議していただくということになります。

○坂巻 だから私がよ、もしそういうことが可能ならばもう少しこれはよく理解したいと思うんでね。私個人的には。だからもう少し時間的に余裕がほしいなって感じね。

○委員長 ほかに何かありませんか。

○日暮 村田委員長のほうから、今までの経過については簡単に説明がありました。ただ私も教育民生委員会の委員ですけども、去年の11月からですねこのことについて協議が始まって、本当に委員長と副委員長におかれては、もうこれ以上気の配りようがないと思うほどいろいろな方たちの意見を伺い、そして委員の意見を伺って、そして何回も何回も修正を重ねてきました。そしてまた最終的には市民の声を聞いていますよね。これは何人の方からは意見が出ていて、それらについても酌めるところは酌んできて、このような成文ができていると思うんですね。委員会に確かに入っていない会派の方たちもいらっしゃるかと思いますけども、一般の市民の方からも意見は届けられています。多分委員長も時間の関係もあって、詳細な経緯について説明を少ししなかった部分もあると思いますけど、本当にこれほどいろいろな人の意見を聞くのか。またこれほど何回もですね修正するのかと思うほど修正を重ねて現在の形とな

お入りいただくということになっております。

以上です。

○**委員長** ただいま、事務局より委員の割り振りについて説明がありましたけれども、まず、4で割り切れるものについてはお手元の資料のとおり確定いたします。次に、それ以外について、各会派の御希望を順次お聞かせください。まず柏清風さん。

○**小島** 柏清風としては総務2、後は現状、今までどおりということをお願いしたいというふうにしたいと思います。現行どおりですね。総務は2、後は3、3、3とこういうふうに。

○**委員長** 次に公明党さん。

○**林** 3人のところですが、3人の委員会は総務、市民環境、あと建設経済。

○**委員長** 日本共産党さんはそのまま。新世柏さん。

○**中村** 総務、教育民生、建設経済。

○**委員長** とりあえず希望だけ聞いてっちゃいますね。次、護憲市民会議さん。

○**末永** うちはね市民環境と教育民生。

○**委員長** 柏愛倶楽部さん。

○**永野** うちは総務と建設経済。

○**委員長** 市民サイドさん。

○**宮田** 希望はね教育民生と建設経済です。

○**委員長** 次が未来会議柏さん。

○**海老原** 希望では市民環境と教育民生です。

○**委員長** 次に政和会さん。

○**坂巻** 教育民生は欲しいと言っていたな。あとはどこでもいいや。どこでもいいよ、空いてるところ。（「総務だよ」と呼ぶ者あり）総務……。

○**委員長** 総務（「決まりだよ総務で」と呼ぶ者あり）。そうすると（「教育民生が1人多い。ちょっと総務が何人。」と呼ぶ者あり）総務が8人。（私語る者あり）総務と市民環境が……。

○**宮田** じゃあ私、市民環境でもいいです。建設経済と市民環境でもいいです。

○**末永** 宮田さんのところが10のところが9になるんだよ。

○**宮田** 市民環境と建設経済で……。 （「市民環境9、建設経済も9、内田さんがそこだ」「内田さんとどこ行くんだ」「総務」「読み上げて」と呼ぶ者あり）

○**委員長** 皆さん注目ください。

○**事務局** では発表いたします。まず総務委員会。柏清風さんが2名、公明党さんが2名、日本共産党さん1名、新世柏さん1名、柏愛倶楽部さん1名、政和会さん1名、無所属1名という形です。合計9名です。次は市民環境委員会です。柏清風さんが3名、公明党さんが2名、日本共産党さんが1名、護憲市民会議さん1名、市民サイドさん1名、未来会議柏さん1名、合計9名ということになります。教育民生委員会のほうが、柏清風さんが3名、公明党さんが1名、日本共産党さん1名、新世柏さん1名、護憲市民会議さん1名、未来会議柏さん1名、政和会さん1名、合計9名で

す。建設経済委員会です。柏清風さん3名、公明党さん2名、日本共産党さん1名、新世柏さん1名、柏愛倶楽部さん1名、市民サイドさん1名、合計9名。このような形になります。

○委員長 それでは、よろしゅうございますね（「はい」と呼ぶ者あり）。

それでは、ただいま決まりました会派割り振り人数内で所属変更する会派がありましたら、8月23日金曜日の午後5時までに、「委員会所属変更申出書」を事務局にお届け願います。また、議会運営委員会、下総基地特別委員会、放射能等災害対策特別委員会、議会広報委員会についても、変更のある会派は8月23日金曜日までに辞任願、選任届の提出をお願いいたします。提出されました一覧表は、翌週8月30日に開催予定の議運でお配りいたします。よろしく願います。

○末永 出さなかった場合だめなんだよな、辞任届を、変更届を。そうだよな。変更届と辞任届を出さないと変えられないんだろ。

○事務局長 特別委員ですか。あと常任委員も……。

○末永 常任委員も。

○委員長 辞任願い出さないかね。

○事務局長 届出書類は後日、各会派事務局が回ってお届けいたします。そのとき、それぞれお渡しします。

○委員長 皆さん回ってきましたら、良識の範囲で御協力願います。

○委員長 次に、議員表彰の辞退についてを議題といたします。お手元に配付の資料20ページをごらんください。

市民サイドさんより、今後、議会で行われる一切の表彰を辞退する旨の申し出がございましたので、さよう御承知おき願います。（私語する者あり）

○末永 会派として要らないのね。宮田清子さんが要らないの。どっち。

○宮田 会派で書いてあります。

○末永 会派で書いてあるけど、そりゃ松本君を強制しちゃいけないよな。協議したのね。

○宮田 協議です。

○末永 宝石付いていたっけ、バッジに。宝石じゃないよなガラスだよ。

○委員長 後は経験則の人がよく教えてください。

○委員長 次回は6月27日木曜日、最終日の午前11時から開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 3時50分閉会